

女性活躍推進法に基づく法人行動計画について

◆ 社会福祉法人こうほうえん行動計画

行動期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 非正規職員から正規職員登用の積極的な運用及び、それに伴う処遇設定を計画期間中 3 名以上実施する。・ 育児介護等の理由により退職した職員による再雇用を計画期間中 2 名以上実施する。